

台風・風水害等非常の場合における措置

台風・風水害時の措置は次の通りとする。

- 1 伊丹市に次のいずれかの警報が発令中のとき、生徒は登校しない。ただし、**考查期間、課題考查日**については**対象市町が異なる**。(考查期間、課題考查日の欄を参照)

暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、**暴風雪警報**

午前7時までに解除されているときは、予定通りの授業を行う。

2 『平常授業時』

- (1) 午前7時の時点で**伊丹市**に警報が発令されている場合、自宅で待機する。
- (2) 10時までに解除された場合は、第5校時より授業を行う。

SHR	13:00
第5限	13:15～14:05
第6限	14:15～15:05
第7限	15:15～16:05
- (3) 警報が10時の時点で解除されていない場合、休業日とする。
- (4) 伊丹市以外の生徒の居住地にのみ警報が発表された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。ただし、警報が解除された時は、登校して授業を受けるものとする。

3 『考查期間』

- (1) 午前7時の時点で、**伊丹市、川西市、宝塚市、尼崎市、西宮市のいずれかに**、警報が発令されている場合、臨時休校とし、当該日の考查を**考查最終日の翌日**に実施する。
なお、その日が休日の場合はさらにその翌日に実施する。
※中間考查中の3年生のみの定期考查の場合は、1・2年生は平常授業時、3年生は考查期間として判断する。
- (2) **上記の対象市町以外の生徒の居住地にのみ**警報が発表された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。

4 『課題考查日』

- (1) 午前7時の時点で、**伊丹市、川西市、宝塚市、尼崎市、西宮市のいずれかに**、警報が発令されている場合、臨時休校とし、**考查を翌日**に実施する。
※3年生が課題考查のない場合は、平常授業と同様の対応とし、対象市区も平常授業時のものとする。
- (2) **上記の対象市町以外の生徒の居住地にのみ**警報が発表された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。
- (3) 10時までに解除された場合は、第5校時より**授業**を行う。

SHR	13:00
第5限	13:15～14:05
第6限	14:15～15:05
第7限	15:15～16:05
- (4) 警報が10時の時点で解除されていない場合、休業日とする。

5 『特編授業等午前中のみの日』

- (1) 午前7時の時点で警報が発表されている場合、臨時休校とする。
- (2) 伊丹市以外の生徒の居住地にのみ警報が発表された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。

- 6 その他特別の場合は、校長の指示による。

教室掲示